

(案)

第 2 5 号

平成29年 8 月 日

1

2

3 神戸市長 久元 喜造 様

4

神戸市環境影響評価審査会

5

会長 武 田 義 明

6 平成 29 年 7 月 18 日，神戸市環境影響評価等に関する条例第 8 条の 7
7 第 2 項の規定に基づき，市長から意見を求められた「(仮称) 神戸市北区
8 東岡場地区プロジェクト 環境影響評価事前配慮書」(以下「配慮書」と
9 いう。)について，慎重に審議を重ね，下記のとおり結論を得たので，こ
10 こに環境の保全の見地からの意見を述べる。

11

12

記

13

14 I はじめに

15 (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトは，神戸市北区有野町有
16 野字岡場において，19.61haの宅地の造成を行おうとするものである。

17 神戸市環境影響評価審査会においては，本事業の実施による環境影響
18 に関し，配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議すると
19 ともに，現地調査を実施し，意見をとりまとめた。

20 市長は，この意見を勘案し，環境に及ぼす影響が最小限となるよう，
21 事業者を適正に指導することが必要である。

22

1 II 意見

2 1 全般的事項

3 (1) 事業計画の検討

4 本事業は、豊かな自然環境と調和した業務施設の立地を適切に
5 誘導することを目的としているが、本事業計画地は、現状が山林
6 等の自然地であり、事業の実施に伴い、既存の自然環境の大部分
7 が消失することとなることから、本計画地に生育・生息する動植
8 物に配慮した計画にする必要がある。このため、神戸市の地区計
9 画において定められた緑地等を適切に整備することはもとより、
10 自然環境に十分配慮した計画にする必要がある。

11 (2) 施設の存在・供用による環境影響

12 本配慮書には、土地造成後に建設される施設の配置や形状等の
13 具体的な計画が記載されておらず、施設の存在・供用による環境
14 影響の予測がされていない。このため、これらの具体的な計画を
15 示すとともに、その計画を踏まえて、施設の存在・供用による環
16 境影響について、適切に調査・予測・評価を実施する必要がある。

17

18 2 個別的事項

19 (1) 大気質

20 本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うとと
21 もに、事業計画地周辺に住居等が存在することから、工事の実施
22 が大気質に及ぼす影響について、調査・予測・評価を実施する必
23 要がある。

24 また、施設の供用に伴い、交通量の増加が見込まれることから、
25 施設の供用による大気質への影響について、調査・予測・評価を
26 実施する必要がある。

27 (2) 騒音・振動

28 建設機械の稼働に伴う騒音により、周辺的生活環境へ影響が生
29 じないように、適切な環境保全措置を検討する必要がある。

30 また、施設の供用に伴い、交通量の増加が見込まれることから、

1 施設の供用による騒音・振動への影響について，調査・予測・評
2 価を実施する必要がある。

3 (3) 植物・動物

4 事業計画地に存在する水路が地域の生物多様性の維持に寄与し
5 ている可能性があることから，そのような視点も含めて，植物・
6 動物への影響について，調査・予測・評価を実施する必要がある。

7 調査の結果，希少種をはじめとする植物・動物の生育・生息環
8 境への影響が認められた場合は，移植等の代償措置の検討に優先
9 して，それらの影響を回避又は低減するための措置を検討する必
10 要がある。やむを得ず移植等の代償措置を実施する場合は，あら
11 かじめ移植後の維持管理方法を検討しておく必要がある。

12 (4) 景観

13 施設の存在が景観に及ぼす影響について，フォトモンタージュ
14 等を用いた予測・評価を実施する必要がある。

15 (5) 地球温暖化

16 造成・建設機械の稼働に伴う地球温暖化への影響を可能な限り
17 回避又は低減する必要がある。